

VOIPACKJAPAN サービス規約(約款)

第1章 総則

第1条(規約の適用)

1. この規約は、株式会社 VOIPACKJAPAN(以下「当社」といいます。)が提供する IP 電話サービス(以下「本サービス」といいます。)の利用に関し適用されます。

第2条(用語の定義)

この規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1)「会員契約」とは、当社から本サービスの提供を受けるための契約をいいます。
- (2)「会員」とは、当社と会員契約を締結している者をいいます。
- (3)「消費税等相当額」とは、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づき課税される消費税および地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づき課税される地方消費税の額に相当する額をいいます。
- (4)「料金等」とは、本サービスの提供に関する料金その他の債務およびこれにかかる消費税等相当額をいいます。
- (5)「本サービス用通信回線」とは、弊社提供する IP 回線といいます。
- (6)「本サービス用設備」とは、弊社提供する IP 電話端末といいます。

第3条(規約の変更)

当社は、当社所定の方法により会員に通知することにより、この規約を変更することができるものとします。

第2章 サービス提供

第4条(営業時間)

本サービスを利用できる時間は、1日24時間、1週7日とします。ただし、別途当社が定める本サービス用設備に係る保守の時間および第22条に基づき利用の制限を受ける場合を除くものとします。

第5条(基本サービスの提供等)

当社は会員に対して別途定める「料金表」に定める基本サービスを提供するものとします。

第3章 契約の成立等

第6条(契約の申込)

1. 本サービスの会員契約の申込は、この規約ならびに本サービス契約書の記載内容を承諾のうえ当社所定の方法により行うものとします。
2. 会員契約の申込をする方(以下「申込者」といいます。)は、第7条に基づき契約が成立するまでの間はいつでも申し込みを撤回することができるものとします。

第7条(申込の承諾)

1. 会員契約は、前条に定める申込に対し、当社がこれを審査のうえ承諾したときに成立します。
2. 当社は、次の各号の場合には、会員契約の申込を承諾しないことがあります。また、当社は、会員契約成立後であっても、次の各号の一に該当することが判明した場合には、当社所定の方法にて通知することにより、会員契約を解除することができるものとします。ただし、第2号、第4号、第5号または第6号の場合には、当社は、相当の期間を定めてその事実を是正するよう催告し、かかる期間内には是正されないときは、当社所定の方法にて通知することにより、会員契約を解除することができるものとします。
 - (1) 会員契約の申込時に事実と異なる内容(虚偽、誤記、記載漏れ等を問わない)を通知したことが判明した場合
 - (2) 申込者が、本サービスの料金あるいは当社の提供する他のサービスの料金等の支払いをなさずあるいは遅延した場合
 - (3) 過去に不正使用などにより会員契約の解除または本サービスもしくは当社が提供する他のサービスの利用を停止されていることが判明した場合
 - (4) 申込者が未成年者等行為能力のない者であって、会員契約の申込にあたり法定代理人等の同意を得ていない場合
 - (5) クレジットカードによる料金等の支払方法を選択した申込者が、指定したクレジットカードの名義人と異なる場合
 - (6) クレジットカードによる料金等の支払方法を選択した申込者が、指定したクレジットカードを発行したクレジットカード会社からクレジットカード利用契約の解除、その他の理由によりクレジットカードの利用を認められていない場合
 - (7) その他会員契約の申込を承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合
3. 前項に従い当社が会員契約の解除を行うまでの間に発生した料金等について、申込者は、第5章の規定に準じてこれを支払うものとします。

第8条(契約事項の変更等)

1. 会員は、その氏名、住所、連絡先等当社に届出た内容に変更があった場合は、速やかにその旨を当社所定の方法により当社に届出るものとします。
2. 会員は、次の各号の変更を希望する場合には、当社所定の方法により、当社に申し込むものとしま

す。

(1)料金等の支払方法

(2)クレジットカードの番号

(3)会員指定の銀行の預金口座振替に利用する金融機関の口座番号等

3. 当社は、前項の変更申込があった場合は、第7条の規定に準じて取り扱います。

4. 当社は、前項の規定により変更申込を承諾した場合は、変更を承諾した月の翌月の初日からの本サービスの利用について変更された事項を適用します。

第4章 会員の責務等

第9条(端末等)

1. 会員は、自己の費用と責任でインターネット機器を用意し、電気通信事業者等の電気通信サービス等を経由して本サービスを利用するものとします。

2. 会員は、本サービスの提供に支障を与えないために、前項の端末を正常に稼働するように維持するものとします。

第10条(情報の管理)

会員は、本サービスを使用して受信または送信する情報については、自己の費用と責任で本サービス用設備の故障等による消失を防止するための措置をとるものとします。また、会員は、やむを得ない事由により本サービス用設備が故障した場合、会員の情報が消失することがあることをあらかじめ承諾するものとします。

第11条(他ネット接続)

1. 本サービスの取扱いに関しては、国内外の技術輸出に関する諸法令、国内外の電気通信事業者等が定める契約約款等により制限されることがあります。

2. 会員が国内外の他のネットワークを経由して通信を行う場合、会員は、経由するすべての国の法令等、通信業者の約款等および関連するすべてのネットワークの規則に従うものとします。

第11条(会員の義務)

1. 会員は、本サービスを利用するにあたり次の行為を行わないものとします。

(1)法令に違反するもの、他人の権利を侵害するもの、他人に経済的・精神的損害を与えるもの、脅迫的なもの、他人の名誉を毀損するもの、他人のプライバシーを侵害するもの、いやがらせ、他人を中傷するもの、猥褻・猥雑なもの、品性を欠くもの、罵詈雑言に類するもの、嫌悪感を与えるもの、民族的・人種的差別につながるもの、倫理的観点などから問題のあるものを本サービスを通じて他人に掲載、開示、提供または送付すること。

(2)未成年者を害するような行為。

(3)自分以外の人物を名乗ったり、代表権や代理権がないにもかかわらず会社などの組織を名乗った

りまたは他の人物や組織と提携、協力関係にあると偽ったりすること。故意過失に基づき誤認した場合も含まれます。(たとえば、当社のスタッフを名乗ったり、他の会員などになりすましてりするような行為です。)

(4) サービスまたはサービスに接続しているサーバーもしくはネットワークを妨害したり、混乱させたりすること、あるいはサービスに接続しているネットワークの使用条件、操作手順、諸規約、規定に従わないこと。

(5) 故意、過失を問わず法令に違背する行為を行うこと。

(6) ストーキング行為を行うなど、方法のいかんを問わず第三者に対する嫌がらせを行うこと。

(7) 他の会員等の個人情報を収集したり蓄積すること、またはこれらの行為をしようとする事。

2. 本サービスの各情報には、この規約に定めるほか各情報提供元の規則が付加されている場合があります。会員が、当該情報を利用する際には当該規則も本規約の一部を構成するものとします。

3. 会員は、本サービスの利用およびその結果につき自ら一切の責任を負うものとし、万一本サービスの利用に関連し他の会員または第三者に対して損害を与えたものとして、当社に対して当該会員または第三者から何らかの請求がなされまたは訴訟が提起された場合、当該会員は、自らの費用と責任において当該請求または訴訟を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。

第5章 利用料および支払方法

第12条(料金等)

本サービスの利用にあたっては利用料(以下「料金等」という)を当社または当社提携先事業者にお支払い頂きます。なお、当社提携先事業者に対するお支払いに関しては、別段の定めがない限り、当社が集金するものいたします。

また、料金等の具体的な金額および算定方法は、別途定める「料金表」によるものとします。

第13条(料金等の支払方法)

1. 会員は、次の各号の方法のいずれかで、料金等を支払うものとします。

(1) 銀行振り込み

(2) 当社提携銀行預金口座振替

(3) その他当社が定める方法

2. 料金等の支払が預金口座からの振替による場合、料金は本サービスを利用した月の翌月10日、(当日が金融機関の休業日の場合は翌営業日)に会員指定の口座から引落されるものとします。

3. 料金等の支払(第27条第2項により権利の譲渡が行われた場合には、権利の譲受人に対する料金等の支払を含むものとします。)がクレジットカードによる場合、料金等は当該クレジット会社の会員規約において定められた振替日に会員指定の口座から引落されるものとします。

第 14 条(料金等の計算方法)

1. 当社は、本サービスの料金について、本規約に別段の定めがある場合を除いて毎月暦月末日をもって締切り当該月末日が属する料金月のサービス料を請求するものとします。なお、契約開始月については、第 7 条に定める会員契約の成立日から起算し、当該月末日までの間のサービス料を日割計算するものとします。この場合、日割計算は当該月の暦日数を用いて行うものとし 1 円未満の端数が生じた場合には、その端数を四捨五入するものとします。
2. 本契約が解除、解約等理由の如何を問わず終了した場合には、解除または解約がなされた月の月末までのサービス料をお支払いいただくものとします。なお、本規約に別段の定めがある場合を除き、第 22 条に基づく契約解除の場合についてはサービス料の支払対象期間中は IP 電話サービスを利用することができるものとします。
3. 当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金計算の起算日、締切日を変更することがあります。
4. 当社は、サービス提供料等の請求書の発行し、領収書は発行しないものとします。

第 15 条(消費税等相当額の計算)

当社は、消費税等相当額の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第 16 条(延滞利息)

1. 会員は、本サービスの料金(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお当社に対して支払わない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が指定する期日までに支払っていただきます。
2. 当社は、前項の計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てます。

第 6 章 責 任

第 17 条(責任)

1. インターネットおよびコンピュータに関する技術水準、通信回線等のインフラストラクチャーに関する技術水準およびネットワーク自体の高度な複雑さに照らして、現在の一般的技術水準をもっては当社が提供する本サービスならびに本サービスに付随するデータの管理、保存について瑕疵のないことを保証することができないことについて会員は予め了承するものとします。

通話品質は、契約者の宅内環境及び通信速度など影響されます。当社では本サービスにおける通話品質に関しては、理由の如何を問わず一切保証しません。

会員が本サービスの利用中に通話品質の低下など何らかの異常を感じられた場合、当社にその旨を速やかに連絡するものとします。

2. 本サービスを提供すべき場合において、当社の故意または重過失により本サービスが全く利用できない状態(本サービスの利用に関し著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場

合を含みます。以下同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、3 営業日間その状態が継続したときに限り、当該会員の損害賠償請求に応じます。

3. 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスの提供を受けることができなかった時間に相当する利用料金相当額とします。また、中国の電話会社は、国営である為、事前に予告なく番号の変更、回線の中止などの可能性があります。その場合、株式会社 VOIPACKJAPAN は最善の努力で改善策をご提案させていただきますが、責任は負いかねます。

4. 当社は、特定電気通信事業者または当社提携先事業者の責に帰すべき理由により、本サービスの提供ができなかった場合であって当社がその特定電気通信事業者または当社提携先事業者から損害賠償を受領した場合には、当該受領額を本サービスが利用できなかった会員全員に対する損害賠償総額の限度額とし、第 1 項および第 2 項に準じて賠償請求に応じます。

5. 天災、事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力または当社の軽過失により、本サービスを提供できなかったときは、当社は、一切その責を負わないものとします。

6. 当社は、会員が本サービスを利用することにより得た情報(コンピュータプログラムを含みます。)について、その完全性、正確性、有用性その他何ら保証しないものとします。当該情報等のうち当社以外の第三者による提供に係るものに起因して生じた損害等についても、当社は、何らの責任を負わないものとします。

7. 当社は、本契約に基づく会員による本サービスの利用に関連して当社が会員に対し損害賠償責任を負う場合、当社の故意または重過失に起因する場合を除くいかなる場合も、損害賠償の範囲は、当該会員に現実発生した通常損害の範囲に限られるものとし、かつ、その総額は、当該損害が生じた日が属する月に当社が当該会員から受領すべき料金にこれに対応する消費税等相当額を加算した額の範囲を超えないものとします。

第 18 条(会員の通知義務)

会員は、本サービスを利用することができなくなったときは、その旨を当社に通知するものとします。

第 7 章 サービスの利用停止等

第 19 条(通信利用の制限)

当社は、電気通信事業法第 8 条に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を中止する措置をとることがあります。

第 20 条(本サービスの利用中止・停止)

1. 当社は、次のいずれかに該当する場合には、何らの責任も負うことなく、本サービスの一部または全部の中止または一時停止をすることがあります。

- (1) 当社の本サービス用設備の保守上または工事上やむを得ない場合
 - (2) 特定電気通信事業者が電気通信サービスを中止あるいは一時停止した場合
 - (3) 当社提携先事業者がサービスを中止あるいは一時停止した場合
2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめその旨を会員に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 21 条(会員利用の停止)

1. 当社は、会員が次のいずれかに該当する場合には、何らの責任も負うことなく、当該会員による本サービスの利用を停止することがあります。
 - (1) 会員契約に関して当社に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
 - (2) 支払期日を経過してもなお料金等を支払わない場合(なお、第 27 条第 2 項により、権利の譲渡が行われた場合には、権利の譲受人に対する料金等の不払も含むものとします。)
 - (3) 料金等の支払に使用するクレジットカードを発行したクレジットカード会社からクレジット利用契約の解除その他の理由によりクレジットカードの利用を認められなくなった場合
 - (4) 破産または個人再生手続等法的倒産手続きの申立があった場合
 - (5) 会員が会員の義務に違反した場合
 - (6) その他この規約上の重大な義務に違反したときまたはそのおそれがある場合
2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間または停止を解除する条件を会員に通知します。ただし、前項第 1 号、第 5 号および第 6 号に該当する場合または緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
3. 会員が複数の会員契約を締結している場合において、当該会員契約のうちのいずれかについて本条第 1 項の規定により本サービスの利用を停止されたときは、当社は、当該会員が締結する他のすべての会員契約において本サービスの提供を停止することができるものとします。
4. 本条に基づき本サービスまたは、第 22 条または第 23 条に基づく会員契約の解除がなされるまでの間については、別段の定めのある場合を除き会員の利用料支払義務は免れないものとします。

第 8 章 契約の解除

第 22 条(会員が行う契約の解除)

1. 会員は、会員契約を解除しようとするときは、当社所定の方法によりその旨を当社に通知していただきます。会員が別段の意思表示をした場合を除き、解除の意思表示が当社に到達した月の月末をもって会員契約が解除されるものとします。
2. 第 1 項の場合において、その利用中に係る会員の一切の債務は、会員契約の解除があった後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。

第 23 条(当社が行う契約の解除)

1. 当社は、第 21 条の規定により本サービスを利用停止を受けた会員が当社から期間を定めた催告を

受けたにもかかわらず、なおその事由が解消されない場合には、当社所定の方法により通知することにより、その会員契約を解除することができるものとします。

2. 当社は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスの利用停止をしないで、ただちに会員契約を解除することができるものとします。

(1) 会員が当社の提供する他のサービスにおいて当該サービス利用に関する利用規約違反を行った場合

(2) 会員が第 11 条第 1 項各号所定の事由に該当し、当社の業務の遂行に支障をきたすと当社が判断した場合

(3) 会員が死亡したことを当社が知った場合

3. 前 2 項の規定により会員契約が解除された場合、会員は、本サービスの利用に係る一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、未払債務の全額を直ちに支払うものとします。

第 9 章 一般条項

第 24 条(本サービスの変更、追加または廃止)

1. 当社は、本サービスの全部もしくは一部をいつでも変更、追加または廃止することができるものとします。この場合、第 3 条の規定を準用するものとします。

2. 当社は、前項による本サービスの全部もしくは一部の変更、追加または廃止につき、何ら責任を負うものではありません。

第 25 条(著作権、知的所有権その他の財産権)

1. 本規約に別段の定めのない限り、本サービスを通じて当社が提供する情報に関する著作権、知的所有権その他の財産権は、当社または当該情報の提供元に帰属するものとし、また、各情報の集合体としての本サービスの著作権、知的所有権その他の財産権は、当社に帰属するものとします。

2. 会員は、本サービスを利用することにより得られる一切の情報を、当社または当該情報に関し正当な権利を有する者の事前の承諾なしに、転載し、複製し、出版し、放送し、公衆送信する等その方法のいかんを問わず自ら行ってはならず、および第三者をして行わせてはならないものとします。

第 26 条(秘密保持および個人情報の保護)

1. 当社は、会員が料金の支払いを遅滞したり、第三者に損害を発生させたり、不正・不当な目的でサービスを利用するなど、本サービス当該サービスに関する利用規約に違反した場合、以後のサービスのご利用をお断りするために、当社提携先事業者には違反者を特定するための情報を提供することがあります。

2. 当社は、本規約に別段の定めがある場合を除いて、本サービスの提供に関連して知り得た会員情報の取扱いについては株 VOIPACKJAPAN のプライバシーの考え方 (<http://www.voipack.net>) に従って管理するものとします。

第 27 条(権利の譲渡)

1. 会員は、本サービスの提供を受ける権利を譲渡したり、または譲渡しようとすることはできません。
2. 当社は、この規約に基づき、会員に何ら通知を行うことなく、当社が会員から料金等(延滞利息を含みます。)の支払を受ける権利の全部または一部を、会員が料金等の支払に使用するクレジットカードを発行した会社に対し譲渡することができるものとしします。

第 28 条(通知)

1. 当社は、電子メールによる送信、ホームページへの掲載その他当社が適当であると判断する方法により、会員に随時必要な事項を通知するものとしします。また、会員は当社に対する問い合わせについては原則として電子メールで行うものとしします。
2. 当社から会員への通知は、前項に基づきその内容が本サービス用設備に入力された日に効力を生じるものとしします。

第 29 条(準拠法)

本規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとしします。

第 30 条(合意管轄)

会員と当社との間における一切の訴訟については岡山地方裁判所または岡山簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所としします。